

第 2 期 歌志内市障がい福祉計画

(平成 2 1 年度～平成 2 3 年度)

平成 2 1 年 3 月

歌 志 内 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 障がい者（児）の定義	2
第2章 障害者自立支援法の概要	4
1. 「障害者自立支援法」とは	4
2. 障害者自立支援法による支援体制のイメージ図	5
3. 新体系のサービスの概要	6
第3章 障がい者の現況	7
1. 障がい者の現状	7
2. サービス提供体制の現状	10
3. 歌志内市の方が利用している施設	11
第4章 計画推進のための基本的事項	13
1. 基本理念	13
2. 計画の基本方針	13
3. 平成23年度の数値目標の設定	13
第5章 指定障がい福祉サービス	15
1. 居住系サービス	15
2. 日中活動系サービス	16
3. 訪問系サービス	18
4. 相談支援（サービス利用計画作成者数）	19
第6章 地域生活支援事業	20
1. 必須事業	20
2. 任意事業	21
3. 地域生活支援事業のサービス量の見込み	22
第7章 サービス見込量確保の方策	24
1. 指定障がい者福祉サービス見込量の確保	24
2. 地域生活支援事業のサービス見込量の確保	24
第8章 総合的なサービス提供の推進	25
1. 協働による計画の推進	25
2. 障がい福祉サービス等に関する情報提供	25
3. 計画達成状況の点検、評価	25
資料1 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱	26
資料2 歌志内市障がい者自立支援協議会委員名簿	27

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

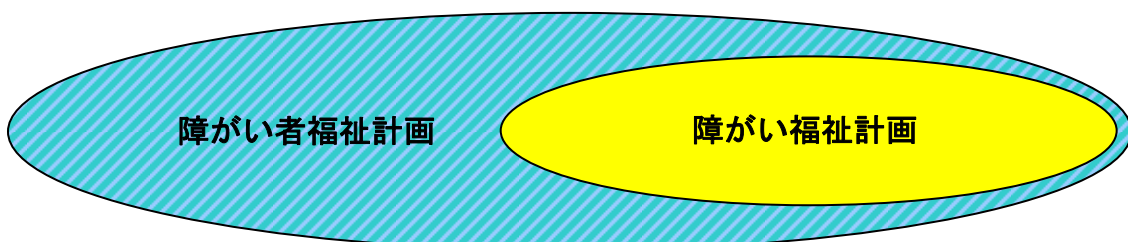
本計画は、歌志内市障がい者福祉計画の基本理念「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことのできるまち」並びに北海道障がい福祉計画における基本理念「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を踏まえ、障がい者等が地域においてその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、生活実態を把握した上で、必要とされる障害福祉サービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくための方策等を定めるものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の確保に関する計画（「市町村障害福祉計画」）として策定するものであり、障害者基本法第9条3項に基づき策定している「第2次歌志内市障がい者福祉計画（基本計画）」における、生活支援の推進のための方策等を定めるものです。

策定にあたっては、平成21年1月に一部改正された厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画作成について」並びに同年1月に北海道が示した「第2期障がい福祉計画策定指針」を踏まえております。また、「北海道障害者基本計画」、「北海道障がい福祉計画」と連携を図りながら推進するものです。

	障がい者福祉計画 (基本計画)	障がい福祉計画 (実施計画)
法的根拠	障害者基本法第9条第3項	障害者自立支援法第88条
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める
国・道の計画との関係	国及び北海道の障がい者基本計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障がい福祉計画を積み上げ北海道障がい福祉計画を策定
計画期間	規定なし（中長期）	3年間 (ただし、第1期計画の計画期間は平成20年度まで)



3. 計画の期間

障がい福祉計画は3年を1期として策定することが規定されており、歌志内市では、平成19年3月に、平成18年度から平成20年度までを計画期間とした第1期（前期）計画を策定しました。本計画の期間については、平成21年度から現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度までの3年間とし、第2期（後期）計画とします。

なお、平成23年度には本計画の必要な見直しを行い、新たに平成24年度から平成26年度までの第3期計画を策定する予定です。

4. 障がい者（児）の定義

本計画における障がい者（児）の定義について、制度的には次の各法によるものとしますが、本計画における障がい者全般の捉え方としては、近年注目されている発達障害〔LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、広汎性発達障害〕といった新たな障がいについても包含するものとします。

ただし、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあっては、原則として各障害者手帳等の所持者を当該各障がい者として扱っております。

定量的な把握が必要な場合における各障がい者の定義

	定 義
身体障がい者（児）	身体障害者手帳の所持者
知的障がい者（児）	療育手帳の所持者
発達障がい者（児）	精神保健福祉手帳の所持者／療育手帳の所持者
精神障がい者	精神保健福祉手帳の所持者 自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者

障害者基本法

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

障害者自立支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。
2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

知的障害者福祉法

※ 知的障がい者の定義については、明確な条文化はされていない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法

第4条の2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

発達障害者支援法

第2条の2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第2章 障害者自立支援法の概要

1. 「障害者自立支援法」とは

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとするため、平成17年11月に制定されました。

「障害者自立支援法」の見直し・改正点を中心に整理すると、概要は次のとおりとなっております。

■ 障害者施策を3障害「一元化」

身体・知的・精神といった種別にとらわれない仕組みを構築し、サービス提供主体を市町村に一元化されました。

■ 利用者本位のサービス体系に再編

これまでのサービス体系を本来の目的や実態に合わせた6事業に再編し、既存の社会資源を活用できるよう規制が緩和されました。

■ 就労支援の抜本的強化

障がい者の就労促進のため、雇用対策との連携を強化するとともに、福祉側からの支援として新たな就労支援事業が創設されました。

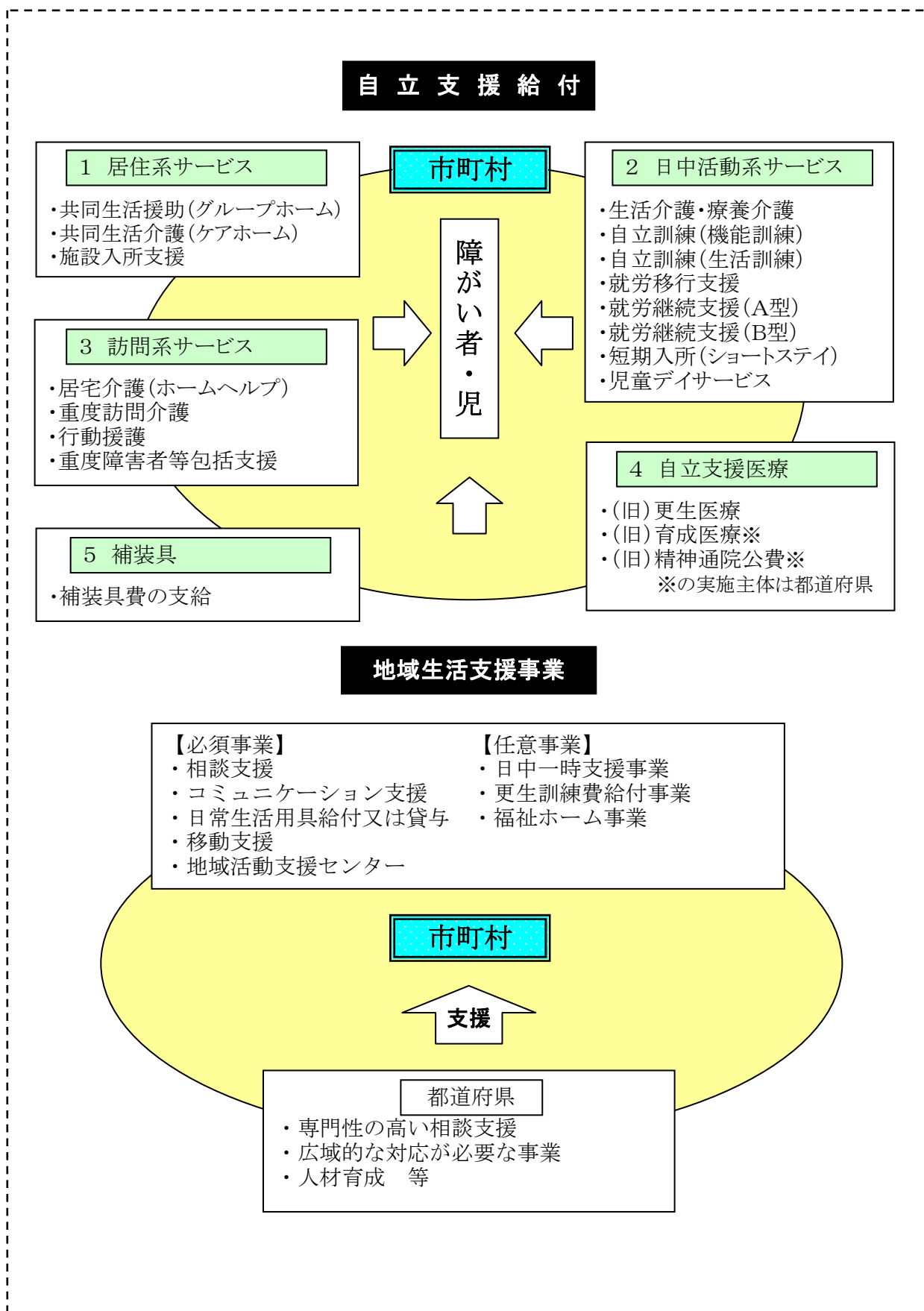
■ 支給決定の透明化・明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度である「障がい程度区分」の導入と、審査会の設置により支給決定プロセスが透明化されました。

■ 安定的な財源の確保

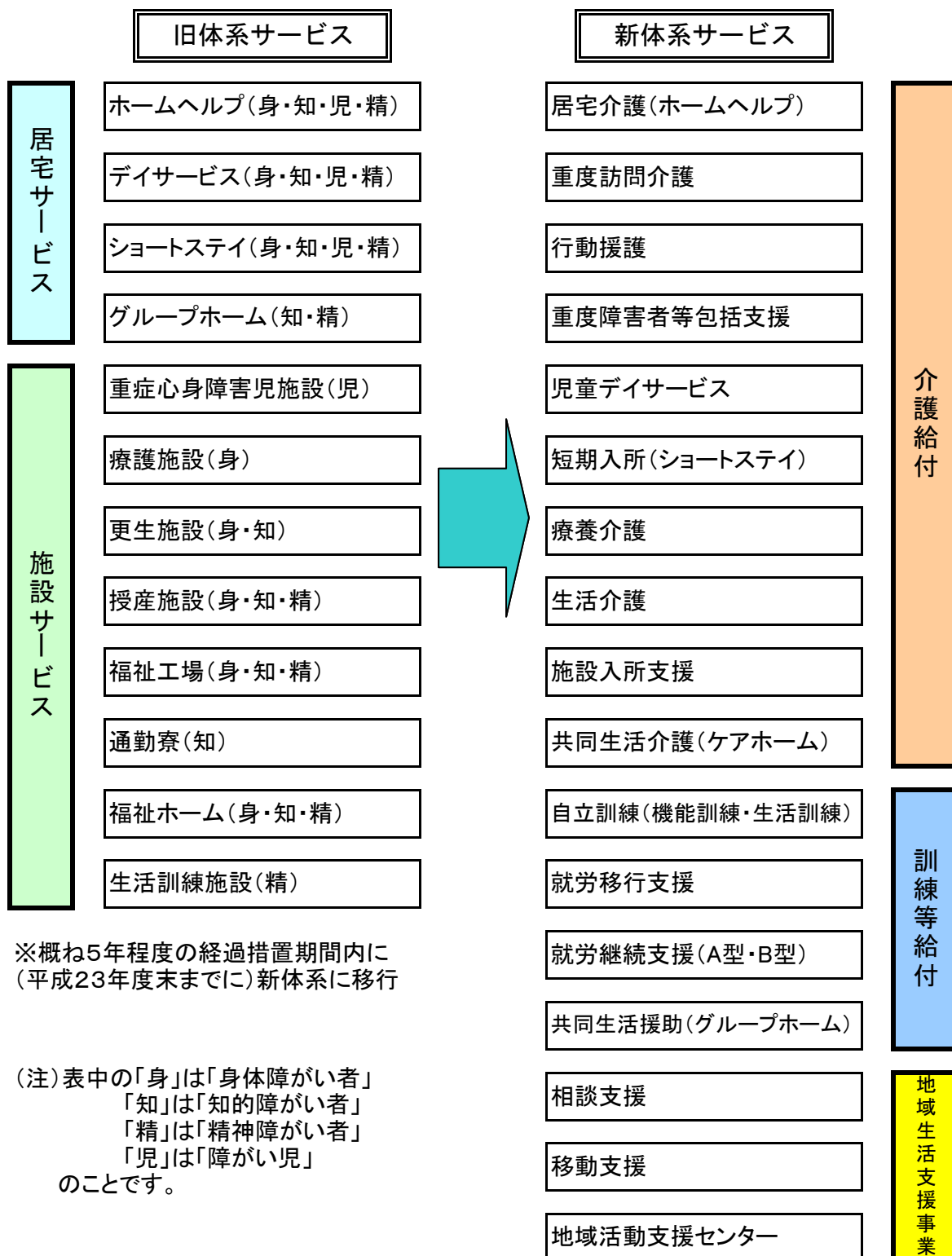
皆で支える仕組みの確立、公平性の確保のため、1割負担の導入。ただし、上限月額の設定や低所得者に配慮した負担軽減の仕組みも設けられました。

2. 障害者自立支援法による支援体制のイメージ図



3. 新体系のサービスの概要

■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



※概ね5年程度の経過措置期間内に(平成23年度末までに)新体系に移行

(注)表中の「身」は「身体障がい者」
「知」は「知的障がい者」
「精」は「精神障がい者」
「児」は「障がい児」
のことです。

第3章 障がい者の現況

1. 障がい者の現況

(1) 身体障がい者の現況

本市の身体障がい者手帳所持者数は、減少傾向にあり、平成20年3月31日現在で420人となっています。

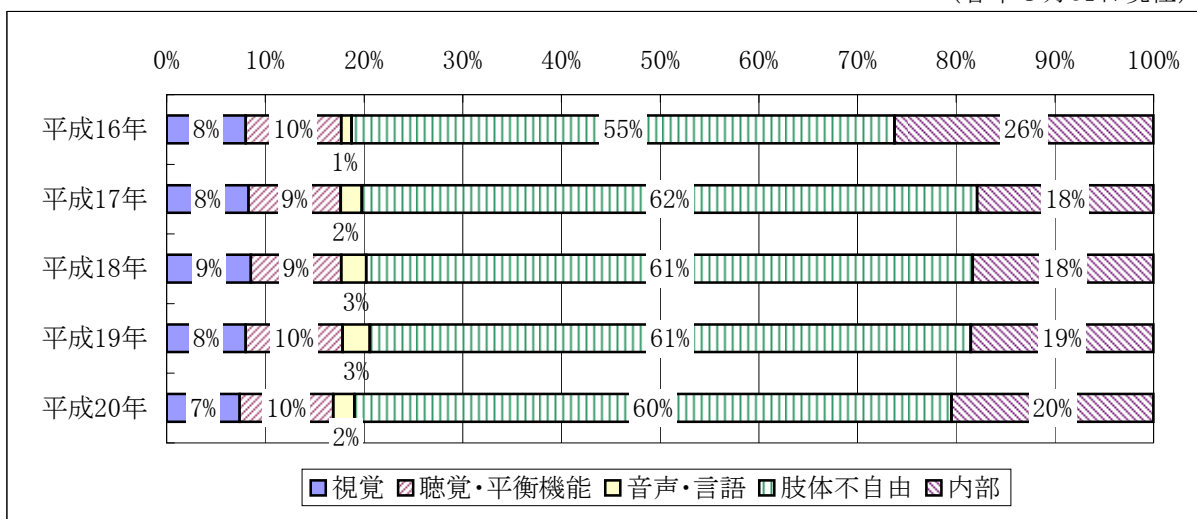
※ 2つ以上の部位に障がいがある場合は、等級の重い方に集計し、等級が同じ場合は、表の記載順で上の部位に集計。

【部位別人数の推移】

(各年3月31日現在)

障がいの部位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚	47人	39人	40人	35人	31人
聴覚・平衡機能	57人	44人	43人	43人	40人
音声・言語	6人	10人	12人	12人	9人
肢体不自由	323人	293人	288人	266人	254人
内部	154人	84人	86人	81人	86人
合計	587人	470人	469人	437人	420人

(各年3月31日現在)



【部位別・等級別人数】

(平成20年3月31日現在)

障がいの部位		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚		10人	9人	3人	3人	3人	3人	31人
聴覚・平衡機能			14人	4人	7人	2人	13人	40人
音声・言語		1人	2人	3人	3人			9人
肢体不自由	上肢	10人	10人	4人	12人	6人	12人	54人
	下肢	19人	30人	30人	43人	18人	11人	151人
	体幹	7人	15人	11人	3人	13人		49人
内部	心臓	26人		6人	2人			34人
	じん臓	18人		3人	1人			22人
	呼吸器	2人	3人	6人	3人			14人
	ぼうこう				4人			4人
	直腸			2人	10人			12人
合計		93人	83人	72人	91人	42人	39人	420人

(2) 知的障がい者の現状

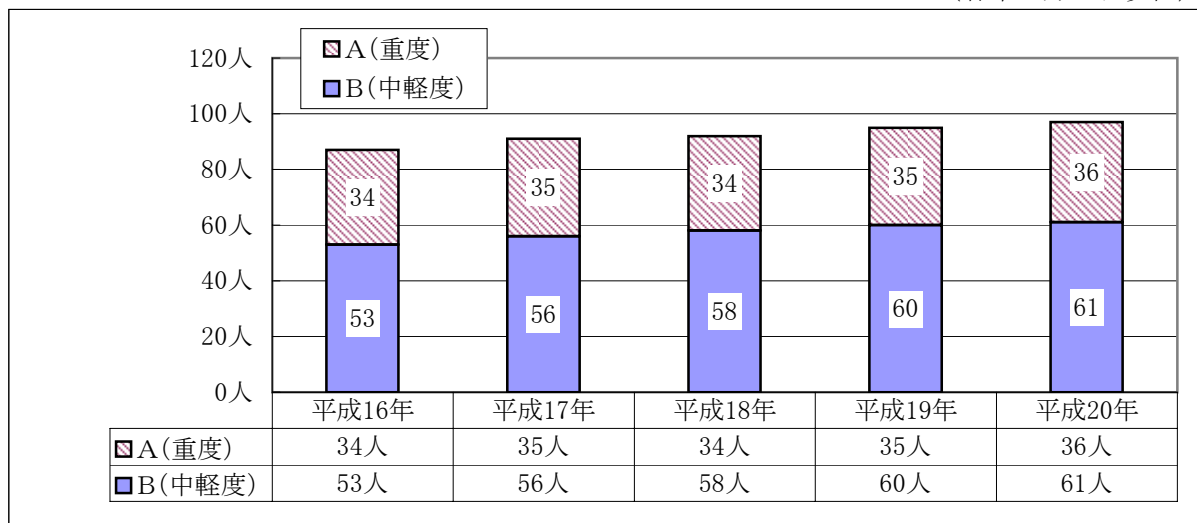
本市の知的障がい者（療育手帳所持者）数は、微増傾向にあり、平成20年3月31日現在で97人となっています。

【等級別人数の推移】

(各年3月31日現在)

等級	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
A(重度)	34人	35人	34人	35人	36人
B(中軽度)	53人	56人	58人	60人	61人
計	87人	91人	92人	95人	97人

(各年3月31日現在)



【年齢別人数】

(平成20年3月31日現在)

	18歳未満	18歳以上	計
A(重度)	3人	33人	36人
B(中軽度)	7人	54人	61人
計	10人	87人	97人

(3) 精神障がい者の現状

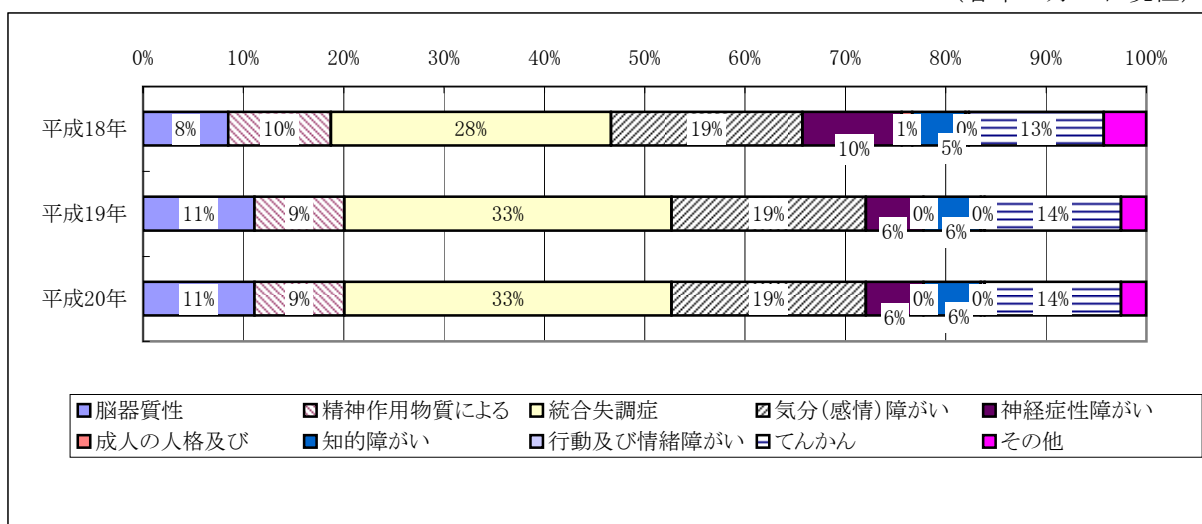
本市の精神障がい者数は、平成19年に減少したものの微増傾向にあり、平成20年12月31日現在で、286人となっています。

【自立支援（精神通院）医療給付者の推移】

(各年12月31日現在)

病名		平成18年		平成19年		平成20年	
脳器質性精神障がい	男	17人	24人	18人	31人	17人	32人
	女	7人		13人		15人	
精神作用物質による精神及び行動障がい	男	26人	29人	22人	25人	22人	25人
	女	3人		3人		3人	
統合失調症	男	43人	79人	52人	91人	54人	93人
	女	36人		39人		39人	
気分（感情）障がい	男	17人	54人	17人	54人	18人	59人
	女	37人		37人		41人	
神経症性障がい	男	9人	28人	6人	16人	6人	16人
	女	19人		10人		10人	
成人の人格及び行動の障がい	男	2人	3人	0人	0人	0人	0人
	女	1人		0人		0人	
知的障がい	男	2人	15人	2人	16人	2人	15人
	女	13人		14人		13人	
小児期及び青年期の行動及び情緒障がい、特定不能の精神障がい	男	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	女	0人		0人		0人	
てんかん	男	17人	38人	19人	38人	19人	38人
	女	21人		19人		19人	
その他	男	7人	12人	4人	7人	4人	7人
	女	5人		3人		3人	
合計		141人	283人	141人	279人	143人	286人
		142人		138人		143人	

(各年12月31日現在)



【精神障害者手帳所持人数】

(平成20年3月31日現在)

1級			2級			3級			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4人	3人	7人	8人	12人	20人	4人	2人	6人	16人	17人	33人

2. サービス提供体制の現状

(1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービス全体の実利用者数（平成20年3月分）

障害福祉サービス利用者は、78人となっており、うち施設利用者(入所)が30人となっています。

サービス種類		児童	非該当	区分1・区分A	区分2・区分B	区分3・区分C	区分4	区分5	区分6	総計
障害福祉サービス全体										78
新体系	施設入所支援		0	0	0	0	0	0	0	0
	施設入所支援以外	3	17	4	3	5	0	0	0	32
	計	3	17	4	3	5	0	0	0	32
旧体系	旧法施設(入所)			14	15	1				30
	旧法施設(通所)			2	12	11				25
	計			16	27	12				55

※市町村障害者自立支援給付状況報告による。なお、複数のサービスを利用している利用者については、各々サービスに計上しています。

② サービス利用状況

サービスの利用状況としては、第1期計画で定めたサービス見込量に対する平成19年度の実績では、身近なサービスである居宅介護などの訪問系サービスが96.7%、就労移行支援23.9%、就労継続支援（B型）32.2%、共同生活援助・共同生活介護366.7%となっています。

サービス種別		単位	19年度	日中活動系	サービス種別		単位	19年度					
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間	30		生活介護	人日	110	0	0.0%				
			29	自立訓練(機能訓練)						人日	0	0	-
			96.7%										
居住系	(旧体系利用)	人	33	自立訓練(生活訓練)	人日	22	35	159.1%					
			30						就労移行支援	人日	88	21	23.9%
			90.9%										
	共同生活援助・共同生活介護	人	3	就労継続支援(A型)	人日	22	100	454.5%					
			11						就労継続支援(B型)	人日	264	85	32.2%
			366.7%										
施設入所支援	人	0	療養介護	人	0	0	-						
		0						児童デイサービス	人日	12	7	58.3%	
		-											
			0	短期入所	人日	14	0	0.0%					
			0										
			-										

※上段：計画

中段：実勢

下段：見込量に対する実績（利用）割合

3. 歌志内市の方が利用している施設（平成20年9月利用分）

（1）居住系サービス

サービスの種類	事業所名	利用者数	所在地
共同生活介護(ケアホーム)	ケアホームメイプル	2人	赤平市
	ふたば荘	1人	芦別市
	爽やかネットワーク	1人	美唄市
共同生活援助(グループホーム)	グループホームすずらん	1人	札幌市
	ゆうあい24	1人	札幌市
	共同生活援助・共同生活介護事業所支援センター	1人	新篠津村
	グループホームのぞみ荘	1人	砂川市
	博友荘	1人	赤平市
	ケアホームメイプル	2人	赤平市
	もえぎの家	1人	赤平市
施設入所支援	光生舎エルムソーイング	1人	赤平市
	旭川ねむのきの園	1人	旭川市
	ふれあいの苑	1人	新篠津村
合 計		15人	

（旧法施設支援：入所）

サービスの種類	事業所名	利用者数	所在地
身体障がい者入所療護施設	くびどハイム	1人	岩見沢市
	光生舎虹の里	2人	赤平市
身体障がい者入所授産施設	光生舎メディク・エル	2人	赤平市
	北海道社会福祉事業団福祉村	2人	岩見沢市
	北海道拓明興社	1人	奈井江町
	せせらぎ	1人	音更町
知的障がい者入所更生施設	小樽四ツ葉寮	1人	小樽市
	歌葉慈光園	1人	寿都町
	吉野園	1人	新十津川町
	美唄光生園	1人	美唄市
	第二美唄学園	1人	美唄市
	奈井江学園	2人	奈井江町
	雨竜町暑寒の里	1人	雨竜町
	札幌光の森学園	1人	札幌市
	あかとき学園	1人	深川市
	砂川希望学院	7人	砂川市
合 計		26人	

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	事業所名	利用者数	所在地
生活介護	ふれあいの苑	1人	新篠津村
	旭川ねむのきの園	1人	旭川市
自立訓練(生活訓練)	爽やかネットワーク	1人	美唄市
	くるみ	2人	砂川市
就労移行支援	みのりの苑	1人	新篠津村
	くるみ	1人	砂川市
就労継続支援(A型)	光生舎クリーンセブン	6人	歌志内市
就労継続支援(B型)	光生舎エルムソーイング	1人	赤平市
	くるみ	3人	砂川市
	工房 赤平虹の架け橋	1人	赤平市
	障がい者支援施設あつぷ	1人	札幌市
	北広島デイセンター	1人	北広島市
短期入所	砂川希望学院短期入所事業所		砂川市
合 計		20人	

(旧法施設支援:通所)

種 類	事業所名	利用者数	所在地
知的障がい者通所授産施設	ワークセンター希望	10人	砂川市
	晩生内ワークセンター	1人	浦臼町
	光生舎ライト・プラザ	6人	赤平市
	星の広場	1人	芦別市
知的障がい者通所更生施設	砂川希望学院歌志内分場	5人	歌志内市
合 計		23人	

(3) 訪問系サービス

サービスの種類	事業所名	利用者数	所在地
居宅介護	ジャパンケアサービス ハッピー歌志内	4人	歌志内市
	砂川希望学院居宅介護事業所	1人	砂川市
	爽やかネットワーク(居宅介護・行動援護)	1人	美唄市
児童デイサービス	砂川市子ども通園センター	5人	砂川市
合 計		11人	

※(1)～(3)の事業所名は、国保連合会に登録している名称です。

(4) 地域生活支援事業

サービスの種類	事業所名	利用者数	所在地
コミュニケーション支援事業	北海道ろうあ連盟	1人	札幌市
移動支援事業	ジャパンケアサービス ハッピー歌志内	3人	歌志内市
	ホップ障害者地域生活支援センター	1人	札幌市
	爽やかネットワーク	1人	美唄市
	ヘルパーステーション プラザ芦別		芦別市
地域活動支援センター事業	地域生活支援センターぽぽろ		砂川市
日中一時支援事業	砂川希望学院	2人	砂川市
	美唄学園	1人	美唄市
更生訓練費給付事業	くるみ	2人	砂川市
	身体障害者授産施設 せせらぎ	1人	音更町
合 計		12人	

第4章 計画推進のための基本的事項

1. 計画の基本理念

平成18年度に策定した「第2次歌志内市障がい者福祉計画」における「ノーマライゼーションの理念」は普遍的理念であることから、本計画においても継承し、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことのできるまち」を基本理念として掲げることとします。

2. 計画の基本方針

国や北海道が掲げる指針・方針に沿いながら、地域の障がい福祉サービス利用者の現状を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。

(1) 相談支援及びサービス提供体制の充実

障がい者が地域で自立した生活を送るには、障害福祉サービスの提供体制を整えていくとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係者との連携が必要であり、これら関係機関とのネットワーク体制の充実に努めます。

このほか、障がい者等が地域で安心して生活していくため、地域の実情に応じた地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 地域生活・一般就労への移行促進

障がいのある人やその家族が、地域で暮らせる社会の実現に向け、施設や家族並びに社会福祉法人等との連絡調整を図りながら、地域生活や一般就労への移行促進に努めます。

3. 平成23年度の数値目標の設定

障がい福祉計画では、福祉施設の入所者及び入院している精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるために、移行人数の目標値を設定します。

また、必要なサービス量の見込みにあたっては、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度までの3年間と、道が行った事業所アンケートや、入所施設利用者意向調査等により、サービス量を見込んでいます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値	備考
当初の入所者数 (A)	34 人	平成17年10月1日の施設入所者数
現在の入所者数	28 人	平成20年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	27 人	平成23年度末の施設入所者数の見込み
地域移行目標値	7 人	(A)のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する入所者数及びその割合
	20.6 %	
削減見込目標値	7 人	(A) - (B)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が退院することを目指し、平成23年度までの退院可能な精神障がい者数の減少目標を北海道と連携し、次のとおり設定します。

項 目	数 値	備 考
現在の退院可能精神障がい者数	6 人	平成17年度道の在院患者調査において、退院可能な精神障がい者数
減少目標値	6 人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数 平成19年度末現在 △2人 (33%)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

障がい福祉施設の利用者のうち、就労支援事業等を通じて、平成23年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	1 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第5章 指定障がい福祉サービス

平成18年10月から本格施行されている障害者自立支援法に基づく福祉サービスは、北海道及び市が実施主体となる「指定障がい福祉サービス」と、北海道及び市の事業として市が実施主体となる「地域生活支援事業」で構成されています。

平成23年度における必要量の見込みは、原則、国の基本的な考え方に基づき、第1期計画のサービス見込み量としております。

【国の基本的な考え方】

第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置付けとなっていることから、第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は、基本的には、第2期計画の策定にあたって変更しない。

1. 居住系サービス

(1) 居住系サービスの種類と内容

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むことに支障のない障がい者（主に軽度知的障がい者または精神障がい者）に、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

② 共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する障がい者（主に重度知的障がい者または精神障がい者）に、共同生活を営む住居において、食事や入浴などの介護または日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護を行います。

(2) 居住系サービス必要量の見込み

① 第1期計画の目標値と実績

サービス体系		単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 (第1期)
			目標値	実績	目標値	実績	目標値	見込み	
新体系	共同生活援助・共同生活介護	人/月	3	4	3	11	5	12	10
	施設入所支援	人/月	0	0	0	0	15	3	27
旧法施設支援		人/月	33	32	33	30	18	25	0
全 体		人/月	36	36	36	41	38	40	37

② 第2期計画の目標値

サービス体系		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第2期)
新体系	共同生活援助・共同生活介護	人/月	6	8	10
	施設入所支援	人/月	24	24	27
旧法施設支援		人/月	8	5	0
全 体		人/月	38	37	37

2. 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの種類と内容

① 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動または生活活動の機会などを提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障がい者に対し、理学療法や作業療法などによるリハビリテーションや日常生活に係る訓練などの支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障がい者または精神障がい者に対し、日常生活に係る訓練や相談などの支援を行います。

④ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識・能力の向上や適正にあった職種への就労を図るための訓練を一定期間実施します。

⑤ 就労継続支援（A型）

就労移行支援事業などを利用したが、一般就労に結びつかなかった障がい者または就労経験のある障がい者などを対象に、就労に必要な知識・能力の向上などを図るため、雇用契約に基づく就労機会の提供、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

就労移行支援事業などを利用したが、一般就労に結びつかなかった障がい者または一定年齢に達している障がい者などを対象に、就労機会の提供（ただし、雇用契約は結ばない。）を行うとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑦ 療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、身体機能及び生活能力の維持・向上を図るため、病院などへの入院による医学的な管理のもと、入浴や食事などの介護や日常生活上の相談などの支援を行います。

⑧ 児童デイサービス

障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑨ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する人が病気などの理由により介護を受けることができない障がい者に対し、短期間、障がい者支援施設などに入所し、食事や入浴などの介護を行います。

(2) 日中活動系サービス必要量の見込み

① 第1期計画の目標値と実績

【日中活動系サービス全体の利用見込み(実績)】

サービス体系	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 (第1期)	
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	見込み		
新体系	生活介護	人/月	3	0	5	0	14	2	30
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人/月	0	1	1	2	1	2	4
	就労移行支援	人/月	2	1	4	1	4	2	8
	就労継続支援(A型)	人/月	0	0	1	5	1	4	4
	就労継続支援(B型)	人/月	4	2	12	4	13	6	30
	療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター	人/月	1	6	1	6	2	6	5
旧法施設支援	人/月	58	56	48	55	38	48	0	
全体	人/月	68	66	72	73	73	70	81	

※ 地域活動支援センターの平成20年度見込みは、平成19年度実績の数値を置く。

【日中活動系サービスの種類ごとの利用量見込み(実績)】

サービス体系	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 (第1期)
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	見込み	
生活介護	人日分/月	66	0	110	0	308	44	660
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	0	19	22	35	22	50	88
就労移行支援	人日分/月	44	20	88	21	88	43	176
就労継続支援(A型)	人日分/月	0	0	22	100	22	83	88
就労継続支援(B型)	人日分/月	88	41	264	85	286	130	660
療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
児童デイサービス	人日分/月	6	3	12	7	12	19	18
短期入所	人日分/月	14	0	14	0	14	9	14

※ 新体系サービスの利用見込量を整理(旧法施設支援等の利用量は含まない)。

② 第2期計画の目標値

【日中活動系サービス全体の利用見込み】

サービス体系	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第2期)	
新体系	生活介護	人/月	23	25	30
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人/月	2	3	4
	就労移行支援	人/月	6	7	8
	就労継続支援(A型)	人/月	2	3	4
	就労継続支援(B型)	人/月	21	24	30
	療養介護	人/月	0	0	0
	地域活動支援センター	人/月	6	5	5
旧法施設支援	人/月	19	16	0	
全体	人/月	79	83	81	

【日中活動系サービスの種類ごとの利用量見込み】

サービス体系	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第2期)
生活介護	人日分/月	506	550	660
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	44	66	88
就労移行支援	人日分/月	132	154	176
就労継続支援（A型）	人日分/月	44	66	88
就労継続支援（B型）	人日分/月	462	528	660
療養介護	人/月	0	0	0
児童デイサービス	人日分/月	18	18	18
短期入所	人日分/月	14	14	14

※ 新体系サービスの利用見込量を整理（旧法施設支援等の利用量は含まない）。

3. 訪問系サービス

（1）訪問系サービスの種類と内容

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事、調理、洗濯などの介護を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、食事、入浴または排せつの介護や外出時の移動の支援を行います。

③ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動の支援を行います。

④ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者で、その介護の必要程度が著しく高い方に対して、福祉サービスを包括的に提供します。

（2）訪問系サービス必要量の見込み

① 第1期計画の目標値と実績

サービス体系	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 (第1期)
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	見込み	
居宅介護	時間/月	30	21	30	29	30	26	36
重度訪問介護	〃	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	〃	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	〃	0	0	0	0	0	0	0

② 第2期計画の目標値

サービス体系	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第2期)
居宅介護	時間/月	36	36	36
重度訪問介護	〃	0	0	0
行動援護	〃	0	0	0
重度障害者等包括支援	〃	0	0	0

4. 相談支援（サービス利用計画作成者数）

北海道障がい福祉計画において、サービス利用計画作成者数について、在宅サービス利用者の10%を見込むこととされ、新たに第2期計画において、平成21年度～平成23年度までの各年度で5人を見込むこととされています。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成者数	5人	5人	5人

第6章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施にあたっては、第1期（平成18年度～平成20年度）の計画に係る評価を行い、新しいサービス体系への移行が完了する平成23年度までの各年度における必要量の見込みを、障がい者等の障害程度区分、心身の障がいの状態、障がい者等の介護を行う者の状況などを総合的に勘案し、必要量確保に向けた方策を福祉サービスごとに設定します。

また、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスのほか、地域生活の支援に関し、必要なサービスを受けられるよう配慮します。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業の内容

① 障害者相談支援事業

障がいのある人またはその家族もしくは介護を行う人からの相談に応じ、障がい者が有する能力や適正に応じた支援など、自立した日常生活や社会生活を送るために必要な情報の提供及び助言を行います。

② 地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関のネットワークを構築することを目的に設立する組織です。地域自立支援協議会で実施する事項は、地域の相談支援体制とネットワークの構築、困難事例への対応のあり方等を協議、調整するものです。

③ 市町村相談支援機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

④ 住宅入居等支援事業

民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や家主等への相談・助言などを行います。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

(2) コミュニケーション事業の内容

聴覚、言語機能もしくは音声機能に障がいのある人などを対象にして、意思の疎通を円滑にするため、関係機関と協力して手話通訳者派遣事業を実施します。

(3) 日常生活用具給付事業の内容

重度の身体障がい者または知的障がい者などに対して日常生活上の便宜を図るため、厚生労働大臣が定める用具などの給付または貸与を行います。

主な品目は、次のとおりです。

- 介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- 自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽など）
- 在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）
- 情報・意思疎通支援用具（点字器、ファックス（貸与）など）
- 排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつなど）
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

(4) 移動支援事業の内容

障がい者（児）が日常生活または社会生活上必要となる外出及び余暇活動など社会参加のために必要と認められる外出を行うにあたって、移動の介護を行うため、外出介護支援員（ガイドヘルパー）を派遣します。

(5) 地域活動支援センターの内容

障がい者の福祉の向上のため、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図るとともに、地域活動支援センターの運営支援を行います。

2. 任意事業

(1) その他の事業の内容

① 日中一時支援事業

障がい者（児）を日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者（児）の日中における活動の場を提供します。

② 更生訓練費給付事業

自立訓練、就労移行支援または障害者自立支援法附則に定める身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）を利用している障がい者を対象として、更生訓練費を支給することにより、障がい者の社会復帰の促進を図ります。

③ 福祉ホーム事業

障がい者の地域生活を支援することを目的とし、現に住居を求める障がい者に対し、定額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

3. 地域生活支援事業のサービス量の見込み

① 第1期計画の目標値と実績

事業名	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度 (第1期)
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	見込み	
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	-	1
	人	6	/	7	/	8	/	11
イ 地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	-	1
② 市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	/	1	/	1	/	1
③ 住宅入居等支援事業	箇所	1	0	1	0	1	-	1
④ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	0	1	0	1	-	1
(2) コミュニケーション支援事業	人	1	1	1	1	1	1	1
(3) 日常生活用具給付等事業								
① 介護・訓練支援用具	件	0	0	2	0	2	0	0
② 自立生活支援用具	件	2	1	3	0	0	1	8
③ 在宅療養等支援用具	件	1	0	1	1	0	1	0
④ 情報・意思疎通支援用具	件	0	0	3	3	2	0	3
⑤ 排泄管理支援用具	件	12	18	144	197	144	192	144
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	0	0	0	0
(4) 移動支援事業	箇所	1	1	1	3	1	4	1
	人	3	3	3	6	4	7	4
	時間/月	19	5	19	20	21	24	21
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	箇所	1	1	1	1	1	2	1
	人	1	6	1	6	2	6	5
② 機能強化事業	箇所	1	/	1	/	1	/	1
(6) その他事業								
① 日中一時支援事業	人	2	1	2	3	3	2	3
② 更生訓練費給付事業	人	7	7	7	7	7	3	7

② 第2期計画の目標値

事業名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第2期)
(1) 相談支援事業				
① 相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
	人			
イ 地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
② 市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1
③ 住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1
④ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1
(2) コミュニケーション支援事業	人	1	1	1
(3) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	件	0	0	0
② 自立生活支援用具	件	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件	1	1	0
④ 情報・意思疎通支援用具	件	2	2	3
⑤ 排泄管理支援用具	件	204	204	204
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	0	0	0
(4) 移動支援事業	箇所	4	4	4
	人	7	7	7
	時間/年	276	276	276
(5) 地域活動支援センター				
① 自市町村	箇所	0	0	0
	人	0	0	0
② 他市町村	箇所	1	1	1
	人	5	5	5
(6) その他事業				
① 日中一時支援事業	人	3	3	3
② 更生訓練費給付事業	人	3	3	3
③ 福祉ホーム事業	人	1	1	1

第7章 サービス見込量確保の方策

1. 指定障がい福祉サービス見込量の確保

(1) 居住系サービス

市内には、現在、グループホームはありませんが、地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要となります。

このため、事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供等を行うことにより、社会福祉法人等によるグループホーム・ケアホームの誘導を進め、居住の場の確保を図ります。

また、一方で、地域での自立生活が難しく施設での生活が必要な方へは、ニーズに合った居住空間の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童デイサービス及び短期入所について、円滑なサービスの提供を図るため、事業所との連携強化に努めます。

また、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、福祉・労働・教育等のネットワークの形成が重要と考えられることから、関係機関との連携に努めます。

(3) 訪問系サービス

障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスを受けられるよう、事業者との連携を図り、在宅サービスの質的・量的確保に努めます。

(4) 精神障がい者施策の充実

精神障がい者については、地域での生活支援の展開が歴史的に浅い状況にありますが、北海道精神障害者地域生活支援センターの活用や精神科病院との連携を通じて、精神障がい者の地域生活を支援するため、身近な地域での相談体制を整備するとともに、退院可能な精神障がい者に対しては、円滑な地域移行を図るための支援を行います。

2. 地域生活支援事業のサービス見込量の確保

(1) 地域生活支援事業

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がい者の自立と社会参加を支援していくものであり、今後も多様化するニーズ等を踏まえ、必要なサービスの把握また確保に努めます。

(2) 相談支援事業

地域に居住する障がい者の日常生活での様々な相談に応じるため、一般的な窓口での相談に加え、専門的な相談支援を要する困難ケース等へ対応するため、空知圏域障害者総合相談支援センターなどと連携を図りながら、相談などから生じた課題の解決や障がい福祉サービスの利用援助など、障がいのある人の地域での生活を支援します。

第8章 総合的なサービス提供の推進

1. 協働による計画の推進

本計画を推進する上では、行政はもちろんのこと、障がいのある人、地域、学校、関係機関・団体、企業等と連携・協力し、それぞれが役割を担うことが必要不可欠であります。

障がい、障がい者についての理解を深め、本計画の着実な推進を図るため、庁内の関係課をはじめ、関係機関などを含む支援ネットワークの構築を図りながら施策の推進に努めます。

2. 障がい福祉サービス等に関する情報提供

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、わかりやすく、かつ、障がいの種類に応じた適切な提供に努めます。

3. 計画達成状況の点検、評価

計画の推進にあたっては、歌志内市障がい者自立支援協議会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活への移行や一般就労への移行など、計画の達成状況について点検・評価し、課題等の確認を行い、平成23年度中に予定される見直し作業に反映し、次期計画の策定にも反映させることとします。

資料 1 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱

(目 的)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として「歌志内市障がい者自立支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障がい者福祉計画案及び障がい福祉計画案の策定等に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 協議会に委員の互選により、会長及び副会長を各1名置く。

集し、議事をつかさどる。また、会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明または意

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って

- 2 委員は、協議会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から適用する。

資料2 歌志内市障がい者自立支援協議会委員名簿

団体・機関名	委員名
歌志内市身体障害者福祉協会	会 長 太 田 フサ子
歌志内市社会福祉協議会	会 長 吉 岡 信 芳
歌志内市民生委員児童委員協議会	会 長 細 谷 亘
社会福祉法人 北海道光生舎 身体障害者通所授産施設 光生舎クリーン・セブン	施設長 黒 島 憲 次
社会福祉法人 札幌緑花会 知的障害者更生施設 砂川希望学院歌志内分場（通所部） 地域生活支援部	運営責任者 久 保 利 夫
社会福祉法人 くるみ会 地域生活支援センター	センター長 三 井 祐 子
歌志内市町内会連合会	会 長 宮 崎 公 英